

きずなの家事業の詳細

市民交流部市民協働推進課

①令和2年度、令和3年度、令和4年度のきずなの家事業補助金交付団体の名称・場所・事業報告・収支報告

きずなの家名称	運営団体	場所	事業開始日	補助終了年月日	認定終了年月日	事業概要(認定終了時点の概要)	ほっこり庵	ラ・ビスタ	よりあい広場	ほっとサロン	KaRuTa	サロンあいかつ	マリアホーム
ほっこり庵	NPO法人 スマイルウェイ	泉町7番8号泉宮宝塚泉町駅前住宅507号室	平成24年(2012年)8月1日	令和2年(2020年)7月31日	—	地域住民の憩いの場、介護家族や障がい者が相互交流する場を週3日提供しています。さらに、地域の高齢者やシニア世代の癒ける場所として活用し、生きがいづくりもあわせて行っています。	122日 延べ473人 3.8人	ラ・ビスタ ささえ愛ネット すみれカ丘2丁目5-1-1	新しい住宅の開発に伴い子育て家族が増加しています。なか、地域住民との関係をなかなか築くことができず、孤立してしまうママさんたちが多く見受けられます。そこで、世代を超え、人と人が気軽に立ち寄り、交流し、悩み相談やリフレッシュできる場所を提供しています。色々なイベントや、講座も開催しています。	115日 延べ304人 2.6人	認定NPO法人 生涯NPOセンター 栄町1丁目1番19号 西村ビル 1F	NPO法人 生活支援の会あいかつ 中山五月台2丁目11-1	社会福祉法人 ソフィア福祉会 小林2丁目12番43号
よりあい広場	ラ・ビスタ	ささえ愛ネット	平成26年(2014年)1月27日	令和3年(2021年)11月30日	令和3年(2021年)11月30日	マンション開発当初の住民が高齢化している一方で、若年層の増加もあり異世代が居住する地域となっています。地域住民の関心は少なく、親交を深める機会も不足しています。そこで、地域に住む方だけが参加できるように、交流の場を提供しています。色々なイベントや、講座も開催しています。	223日 延べ2,274人 10.1人	よりあい広場	新しい住宅の開発に伴い子育て家族が増加しています。なか、地域住民との関係をなかなか築くことができず、孤立してしまうママさんたちが多く見受けられます。そこで、世代を超え、人と人が気軽に立ち寄り、交流し、悩み相談やリフレッシュできる場所を提供しています。色々なイベントや、講座も開催しています。	137日 延べ1,201人 8.7人	NPO法人 生涯NPOセンター 栄町1丁目1番19号 西村ビル 1F	NPO法人 生活支援の会あいかつ 中山五月台2丁目11-1	社会福祉法人 ソフィア福祉会 小林2丁目12番43号
事業報告	開所日数	122日	223日	115日	137日	67日	利用日数	延べ4,078人	137日	延べ4,078人	301日	延べ4,487人	延べ487人
収支報告	1日あたり利用者数	3.8人	10.1人	2.6人	8.7人	7.2人	収入	3,508,942円	4,119,908円	4,119,908円	3,508,942円	410,724円	410,724円
	内、補助金	391,500円	1,054,500円	892,500円	1,336,500円	201,000円	内、その他	805,942円	2,783,408円	2,783,408円	2,703,000円	209,724円	201,000円
	支出	798,379円	1,992,773円	2,032,622円	4,119,908円	410,724円	内、活動費	785,082円	0円	0円	785,082円	0円	0円
	内、雑立金	406,879円	938,273円	1,140,122円	2,783,408円	410,724円	内、雑立金	0円	0円	0円	0円	0円	0円
事業報告	開所日数	141日	115日	96日	—	95日	利用日数	延べ1,140人	204人	—	362日	延べ4,626人	延べ492人
収支報告	1日あたり利用者数	1.2人	9.9人	2.1人	—	5.1人	収入	2,777,604円	1,690,275円	—	2,777,604円	282,602円	282,602円
	内、補助金	0円	652,500円	744,000円	—	282,602円	内、その他	851,604円	946,275円	—	1,926,000円	282,602円	282,602円
	支出	295,445円	1,581,761円	1,690,275円	—	282,602円	内、活動費	2,745,766円	1,690,275円	—	2,745,766円	282,602円	282,602円
	内、雑立金	295,445円	1,521,553円	1,690,275円	—	282,602円	内、雑立金	31,838円	0円	—	31,838円	0円	0円
事業報告	開所日数	103日	—	143日	—	133日	利用日数	延べ354人	—	—	362日	延べ867人	延べ867人
収支報告	1日あたり利用者数	2.1人	—	2.4人	—	6.5人	収入	2,837,418円	1,623,658円	—	2,837,418円	857,971円	857,971円
	内、補助金	0円	—	465,500円	—	267,000円	内、その他	1,394,418円	1,158,158円	—	1,443,000円	590,971円	590,971円
	支出	298,672円	—	1,623,658円	—	857,971円	内、活動費	2,837,418円	1,623,658円	—	2,837,418円	857,971円	857,971円
	内、雑立金	298,672円	—	1,623,658円	—	857,971円	内、雑立金	0円	0円	—	0円	0円	0円

② 事業実施に関する要綱、事業補助金交付要綱

- (1) 宝塚市きずなの家事業の実施に関する要綱 …… 別紙のとおり
- (2) 宝塚市きずなの家事業補助金交付要綱 …… 別紙のとおり

宝塚市きずなの家事業の実施に関する要綱

宝塚市きずなの家事業実施及び補助金交付要綱（平成23年8月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民の交流の場として、老いも若きも集える地域における居場所を地域社会に提供する事業の認定及び実施に関し必要な事項を定めることにより、当該事業の適正な実施を確保するとともに、自立した事業の実施を促進し、もって地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（きずなの家事業の認定）

第2条 市長は、前条に規定する事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをきずなの家事業として認定する。

- （1） 地域社会の現状に鑑み、地域における居場所の必要性が認められること。
- （2） 地域住民の交流の機会の確保に寄与するものであること。
- （3） 地域における居場所を継続して提供できるものであること。
- （4） 公益を害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。
- （5） 利用者の安全に配慮されたものであること。
- （6） 営利を主たる目的としないこと。

2 きずなの家事業の認定は、1団体につき1事業とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（建物に係る要件）

第3条 きずなの家事業において、地域における居場所は、建物の全部又は一部とする。

2 前項に規定する建物（以下「きずなの家」という。）は、昭和56年6月1日以後に建築された建物でなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（認定対象団体）

第4条 きずなの家事業の認定を受けることができる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 団体の構成員が5人以上であること。
- （2） 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを目的とした団体でないこと。
- （3） 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない団体であり、かつ、団体の構成員が暴力団員でないこと。

（認定手続）

第5条 きずなの家事業の認定を受けようとする団体の代表者は、宝塚市きずなの家事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- （1） きずなの家事業計画書（様式第2号）
- （2） 団体の概要書（様式第3号）
- （3） 収支予算書（様式第4号）
- （4） きずなの家として提供する建物の所有者又は管理者の意見書（様式第5号）

- (5) きずなの家として提供する建物が所在する区域の自治会の代表者の意見書（様式第6号）
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）に係る誓約書（様式第7号）
- (7) 団体の定款、規約、その他これらに類するもの
- (8) 団体の構成員名簿
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、別に定める宝塚市きずなの家事業審査委員会を設置し、前項の規定による申請の内容を審査させる。

3 市長は、前項の規定による審査の結果に基づき、きずなの家事業の認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

（認定変更）

第6条 きずなの家事業の認定を受けた事業の変更（別に定める軽微な変更を除く。）の手続は、前条に規定する認定手続の例による。

2 前項の軽微な変更をしようとするときは、前条の規定によりきずなの家事業の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）の代表者は、変更内容を市長に届け出なければならない。

（きずなの家事業の実施）

第7条 認定団体は、この要綱の規定を遵守して、きずなの家事業を実施しなければならない。

2 認定団体は、きずなの家事業計画書に基づき、きずなの家事業を実施しなければならない。

3 認定団体は、利用者の安全に配慮して、きずなの家事業を実施しなければならない。

（利用者の範囲）

第8条 認定団体は、きずなの家事業の実施に当たっては、地域住民の交流の場としてきずなの家を提供するものとし、特定の住民に限定した提供を行ってはならない。

（実施時間等）

第9条 認定団体は、原則として、1日につき3時間以上きずなの家事業を実施するものとする。

2 認定団体は、原則として、1週間につき3日以上きずなの家事業を実施するものとする。

3 認定団体は、利用者の利便性に配慮して、きずなの家事業の実施時間及び実施日を定めるよう努めなければならない。

4 認定団体は、1日3時間以上のきずなの家事業の実施日を、1月に12日以上設けることができなかつたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（利用者の費用負担）

第10条 きずなの家事業に係る利用者の負担は、原則無料とする。ただし、食材料費、資料代その他のきずなの家事業に係る実費については、その相当額の範囲内で利用者の負担とすることができる。

(営利活動の制限)

第11条 認定団体は、きずなの家事業において営利活動を行ってはならない。ただし、市長が地域住民の交流に資する活動であると認めたときは、この限りでない。

(広報活動等)

第12条 認定団体は、きずなの家事業の普及啓発のため、きずなの家事業に関する広報活動に努めなければならない。

2 認定団体は、きずなの家の玄関その他の外部から見えやすい位置に「きずなの家」を冠した施設名称を示す看板を設置しなければならない。

(利用者、近隣住民等への配慮)

第13条 認定団体は、利用者、近隣住民等から寄せられた意見について、真摯に受けとめ、誠意をもって対応するよう努めなければならない。

(事業報告)

第14条 認定団体の代表者は、きずなの家事業を実施した年度の翌年度の4月30日までに、宝塚市きずなの家事業報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 事業成果報告書(様式第9号)

(2) 運営状況報告書(様式第10号)

(3) 収支決算書(様式第11号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(認定の取消)

第15条 市長は、認定団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) この要綱を遵守しなかったとき。

(2) 不正の手段により、きずなの家事業の認定を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、きずなの家事業の認定を受けるにふさわしくない特段の事情が生じたと認められるとき。

(市の支援)

第16条 市は、認定団体に対して、きずなの家事業に関する広報、きずなの家事業に係る経費に関する補助金の交付その他の必要な支援を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の宝塚市きずなの家事業実施及び補助金交付要綱の規定によるきずなの家事業の認定を受けている事業は、この要綱の規定によるきずなの家事業の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

宝塚市きずなの家事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、宝塚市きずなの家事業の実施に関する要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第16条の規定に基づく認定団体に対するきずなの家事業に係る経費に関する補助金（以下「きずなの家事業補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(きずなの家事業補助金の交付目的)

第3条 市は、認定団体に対してきずなの家事業に係る経費を補助することにより、認定団体が自立してきずなの家事業を実施できるよう支援を行うとともに、きずなの家事業の普及を図るものとする。

(きずなの家事業補助金の種類及び内容)

第4条 市は、認定団体に対し、予算の範囲内で別表第1に定めるきずなの家事業補助金を交付する。

(交付期間等)

第5条 きずなの家事業補助金の交付期間は、次の各号に定める事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) きずなの家事業の認定を受け、新規に実施される事業 事業を開始した日が属する月の1日から8年
- (2) 既に実施されている事業で、きずなの家事業の認定を受けたもの 認定を受けた日が属する月の1日から次のアに定める期間からイに定める期間を控除した期間
ア 8年
イ 事業を開始した日から認定を受けた日の前日までの期間（当該期間に1月未満の端数が生ずるときにあつては、当該端数を切り捨てた期間）

2 前項第2号アに定める期間から同号イに定める期間を控除しきれないときは、きずなの家事業補助金の交付を受けることができない。

(きずなの家事業補助金の交付申請)

第6条 認定団体の代表者は、きずなの家事業補助金の交付を受けようとするときは、交

付年度の4月30日まで（交付年度の4月2日以後に認定団体となった団体にあつては、きずなの家事業の認定を受けた日から起算して30日以内）に、宝塚市きずなの家事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

（きずなの家事業補助金の交付決定）

第7条 市長は、実施要綱第5条第2項に規定する宝塚市きずなの家事業審査委員会に前条の規定による申請の内容を審査させる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果に基づき、きずなの家事業補助金の交付の可否を決定し、その旨を認定団体の代表者に通知する。

（きずなの家事業補助金の請求及び交付）

第8条 認定団体の代表者は、別表第1に定めるきずなの家事業補助金の請求方法により、きずなの家事業補助金を請求しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別にきずなの家事業補助金の請求方法を定めることができる。

2 市長は、きずなの家事業補助金の請求があつたときは、速やかにきずなの家事業補助金を交付するものとする。

（きずなの家事業補助金の実績報告）

第9条 きずなの家事業補助金の交付を受けた認定団体の代表者は、交付年度の翌年度の4月30日までに、宝塚市きずなの家事業補助金実績報告書（様式第2号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

（営利活動の制限）

第10条 認定団体は、貸借料補助金を受けている場合は、実施要綱第11条ただし書による市長の承認を得たときを除き、きずなの家において営利活動を行ってはならない。ただし、市長が認定団体の自立のため必要があると認めたときは、この限りでない。

（他の補助金との調整）

第11条 きずなの家事業補助金の補助対象となる経費について、他の補助金の交付を受けたときは、きずなの家事業補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(きずなの家事業補助金の交付決定に係る審査の特例)

2 実施要綱附則第2項の規定により、きずなの家事業の認定を受けたものとみなされた事業に係る平成27年度のきずなの家事業補助金の申請については、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が申請の内容を審査するものとする。

(要綱の廃止)

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この要綱の廃止の際現にきずなの家事業の認定を受けている事業に係る補助金の交付その他の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1(第4条、第8条関係)

補助金の種類	補助対象	補助金額	請求方法
運営費補助金	きずなの家の運営に要する経費	交付年度に要した運営費(当該運営費が、日額3千円に実施要綱第9条第4項に規定する実施日の日数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該金額)を上限とする。	四半期分の運営費を当該四半期の最終日から起算して15日以内に請求する。
賃借料補助金	きずなの家に係る賃借料	賃借料の月額(賃借料の月額が15万円を超える場合にあっては15万円)を上限とする。	1年間分の賃借料を第7条の規定による補助金の交付決定に係る通知を受けた日から起算して15日以内に請求する。

備考 1 第5条第1項に規定するきずなの家事業補助金の交付期間の最終年及びその前2年の期間に係るきずなの家事業補助金は、補助金額に100分の50を

乗じて得た額とする。

- 2 補助対象となるきずなの家の運営に要する経費の細目は、別に定める。
- 3 賃借料には、敷金、礼金その他の一時的に支払う費用及び共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他の諸費用を含まない。
- 4 きずなの家が建物の一部である場合は、きずなの家でない部分に係る賃借料は、賃借料補助金の補助対象としない。
- 5 きずなの家が認定団体の構成員又はその同居の親族が所有する建物である場合は、当該建物に係る賃借料は、賃借料補助金の補助対象としない。

別表第 2（第 6 条関係）

補助金の種類	添付書類
運営費補助金	1 きずなの家事業の認定に係る通知書の写し 2 きずなの家事業計画書（様式第 3 号） 3 収支予算書（様式第 4 号） 4 上記の書類のほか、市長が必要があると認める書類
賃借料補助金	1 きずなの家事業の認定に係る通知書の写し 2 きずなの家事業計画書（様式第 3 号） 3 収支予算書（様式第 4 号） 4 賃貸借契約書の写し 5 上記の書類のほか、市長が必要があると認める書類

別表第 3（第 9 条関係）

補助金の種類	添付書類
運営費補助金	1 事業成果報告書（様式第 5 号） 2 運営状況報告書（様式第 6 号） 3 収支決算書（様式第 7 号） 4 運営に要する経費の支払いを証する書類 5 上記の書類のほか、市長が必要があると認める書類
賃借料補助金	1 事業成果報告書（様式第 5 号） 2 運営状況報告書（様式第 6 号） 3 収支決算書（様式第 7 号）

	4 賃借料の支払いを証する書類
	5 上記の書類のほか、市長が必要があると認める書類